

令和6年6月19日  
特別区人事委員会事務局**令和6年度 特別区職員Ⅲ類採用試験、経験者採用試験・選考、  
障害者を対象とする採用選考及び就職氷河期世代を対象とする採用試験を実施します****今年度からの主な変更点(経験者採用試験・選考)**

- 1 技術区分の国家資格保有者は職務経験論文を免除
- 2 福祉はチャレンジしやすい試験内容に変更
- 3 全試験、選考区分で継続勤務条件の緩和

上記採用試験・選考を、次のとおり実施します。

**1 申込受付は6月20日(木)から!**

採用試験・選考申込みは、インターネットによる受付を行っています。特別区人事委員会のホームページにアクセスの上、申込手続きを行ってください。

なお、障害者を対象とする採用選考は、郵送による申込みも可能です。

**2 採用予定者数**

試験・選考 区分	Ⅲ類採用試験	経験者採用 試験・選考※1	障害者を対象と する採用選考	就職氷河期世代を 対象とする採用試験 ※2
	事務(一般事務)	下表のとおり	事務(一般事務)	事務(一般事務)
令和6年度 採用予定者数	163	783	81	53
令和5年度 採用予定者数(参考)	156	635	84	41

※1 I類採用試験及び就職氷河期世代を対象とする採用試験との併願はできません。

※2 I類採用試験及び経験者採用試験・選考との併願はできません。

**経験者採用試験・選考における試験・選考区分**

採用区分	必要な年数	試験・選考区分
1級職	直近10年中 4年以上	事務(一般事務)、事務(ICT)、土木造園(土木)、建築、 機械、電気、福祉、児童福祉、児童指導、児童心理
2級職 (主任)	直近14年中 8年以上	事務(一般事務)、事務(ICT)、土木造園(土木)、建築、 福祉、児童福祉、児童指導、児童心理
3級職 (係長級)	直近18年中 12年以上	事務(ICT)、児童福祉、児童指導、児童心理

※各試験・選考の受験資格等の詳細については、特別区人事委員会ホームページに掲載の各試験・選考案内をご確認ください。

【ホームページURL】 <https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/>

# 今年度の主な変更点（経験者採用試験・選考）

## 1 技術区分の国家資格保有者は職務経験論文を免除

### ◎試験・選考区分及び職務経験論文の免除資格

試験・選考区分	職務経験論文 免除資格
土木造園 (土木)	・技術士（建設部門）、技術士（総合技術監理部門（建設）） ・一級土木施工管理技士
建築	・一級建築士、二級建築士 ・技術士（建設部門）、技術士（総合技術監理部門（建設））
機械	・建築設備士 ・技術士（機械部門）、技術士（総合技術監理部門（機械））
電気	・建築設備士 ・技術士（電気電子部門）、技術士（総合技術監理部門（電気電子）） ・電気主任技術者（第一種又は第二種）

### ◎試験・選考方法

#### 第1次試験・選考

試験内容	免除資格あり	免除資格なし
職務経験論文(1時間30分) 1題必須 1,200~1,500字	免除します	実施します
課題式論文(1時間30分) 2題中1題選択 1,200~1,500字	実施します	実施します

#### 第2次試験・選考 口述試験

## 2 福祉はチャレンジしやすい試験・選考内容に変更

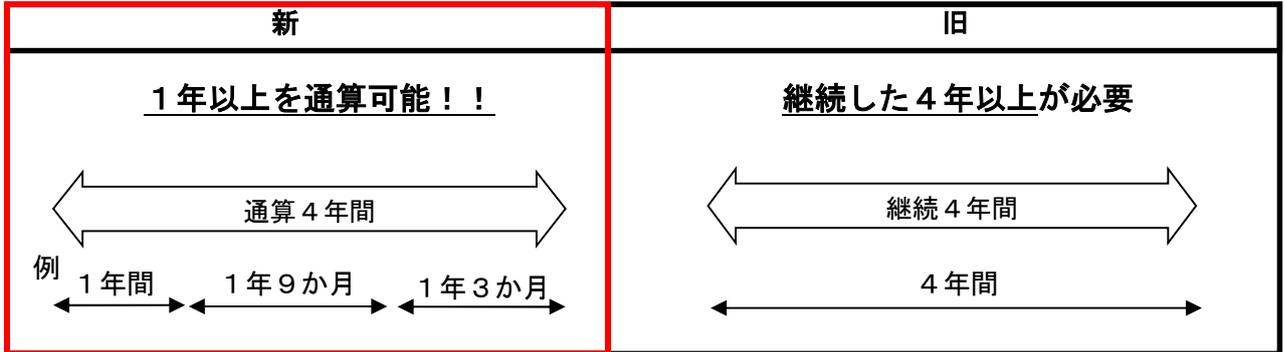
### ◎試験内容

第1次試験・選考の教養試験を廃止し、論文試験を一本化します！！

	新	旧
第1次試験 ・選考	<b>福祉論文</b> のみ	教養試験・職務経験論文 ・課題式論文
第2次試験 ・選考	口述試験	口述試験

### 3 全試験、選考区分で継続勤務条件の緩和

#### ◎民間企業等における業務従事歴について



詳細は下表のとおり

採用区分	新	旧
1級職	民間企業等における業務従事歴が直近10年中4年以上ある人 <b>業務従事歴は、1年以上の期間について、複数のものを通算することができる。</b>	民間企業等における業務従事歴が直近10年中4年以上ある人 業務従事歴は、1つの民間企業等での継続した経験のみを対象とし、複数の経験は通算しない。
2級職	民間企業等における業務従事歴が直近14年中8年以上ある人 <b>業務従事歴は、1年以上の期間について、複数のものを通算することができる。</b>	民間企業等における業務従事歴が直近14年中8年以上ある人 業務従事歴は、1年以上の期間について、複数のものを通算することができる。 ただし、そのうち1か所については、継続した4年以上の経験を有すること。
3級職	民間企業等における業務従事歴が直近18年中12年以上ある人 <b>業務従事歴は、1年以上の期間について、複数のものを通算することができる。</b>	民間企業等における業務従事歴が直近18年中12年以上ある人 業務従事歴は、1年以上の期間について、複数のものを通算することができる。 ただし、そのうち1か所については、継続した4年以上の経験を有すること。

#### ◎民間企業等における必要な正規の勤務時間について

新	旧
「週20時間」以上必要	「週29時間」以上必要

●受験資格等は、各採用区分・職種によって異なりますので、各試験・選考案内をご確認ください。